

「成年後見制度利用促進事業委託」にかかる事業者からの質問・回答一覧

番号	質問項目	内容	回答
1	普及啓発活動について	成年後見制度利用促進事業委託仕様書「4 事業目的地域で暮らす…普及啓発活動等を…を行う。」にある、普及啓発活動等を推進する取組とは、どのようなことを想定しているのか、お聞きしたい。委託業務の3つのメニュー（相談支援、基盤整備、中核機関設置支援）からは読み取れないため、ご教示願いたい。	→ 「普及啓発活動等を推進する取組」は、本委託事業全体にかかるものと考えており、仕様書に記載されている業務を効果的に進める上で必要な取り組みがあれば、企画提案書により提案いただきたいと考えております。
2	市民後見人活動の支援体制について	成年後見制度利用促進事業委託仕様書「5 委託業務(2) 成年後見制度の利用促進に向けた基盤整備② 業務内容(ウ)」にある、市民後見人の活動を支援する体制は市町村が整備することという見解で問題ないのか、県としての方針（市町村が整備すべき）を市町村に示す予定はあるのかお聞かせください。	→ 老人福祉法第32条の2第1項に規定されているとおり、市民後見人の活動を支援する体制は市町村が整備するものと考えております。 なお、「5 委託業務(2) 成年後見制度の利用促進に向けた基盤整備の推進(カ)」の分析結果等をもとに、県として令和6年度末までに成年後見人の担い手育成方針を策定予定です。
3	中核機関の設置支援について	成年後見制度利用促進事業委託仕様書「5 委託業務(3) 複数市町村による中核機関の設置に対する支援② 業務内容」にある、中核機関の設置に向けた検討会は、未設置市町村に対しての取組と認識している。設置済み市町村への支援は(本委託事業内では)不要という見解で問題ないのか、考えをお聞かせください。	→ 「複数市町村による中核機関に対する支援」については、中核機関設置済みの市町村と未設置の市町村が共同して中核機関を設置する可能性があるため、設置済み市町村への支援も発生するものと考えております。 なお、委託業務(1)、(2)については、中核機関設置の有無にかかわらず、市町村への支援が必要と考えております。